# 平成29年2月1日(三股町)代表☎52-1111

# ◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

[ No. ] 【分類】



表紙 ◆たいけん食育ツアー!「見て·作って・学ぶ、食べ物のこと」 ①募 集

- 1 ◆「町内史跡巡り」の参加者を募集します
  - ◆委託職員・臨時職員(パート職員)登録者を募集します
- 2 ◆誘致企業の正社員を募集します
- 4)お知らせ
- 2 ◆テレビ受信障害対策工事を行います
- 3 ◆産業別最低賃金が改正されました



- ◆労働委員会(県の行政機関)が労働問題の解決を お手伝いします
- 4・5 ◆ごみ出しのルールを守りましょう
  - 6 ◆交通災害共済の加入申し込みを受け付けます
- 5保健と福祉
- 6 ◆児童厚生員を募集します
- (子ども)
- 7 ◆放課後児童クラブを利用するときは申請が必要です
- ⑥保健と福祉 8 ◆2月23日(木)は
  - (一般)
- 「三股町総ぐるみ献血参加運動」の日です
- (高齢者)
- ⑦保健と福祉 8 ◆認知症講演会を開催します
- ⑧農林畜産業関連 9 ◆農業委員会制度が改正されました
  - ◆なくそう農地の違反転用!
- 9相 談
- 10 ◆「人権相談」を実施します



- ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
- ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



# ◆ たいけん食育ツアー! 「見て・作って・学ぶ、食べ物のこと」



町内に住む小学1年生~3年生の親子を対象に体験食育ツアーを行いま す。普段は入ることができないビニールハウスなどで生産者の話を聴いた後、 その食材を使って自分たちで料理します。ぜひ、ご参加ください。

的……野菜や果物がどうやって育てられているかを見て、生産者の気 持ちに触れ、私たちの住むまちで育った野菜を大切に食べるこ とを学ぶ。

時……2月25日(土)午前9時~午後1時

**所**……町健康管理センター、町内のビニールハウスや畑

対 象 者……町内の小学1年~3年生の親子

員……15組(1組2人)※応募者多数の場合は抽選となります。

集合場所……町健康管理センター

参加料……無料

紀

Н	7土	
		健康管理センター出発 (町バス利用)
	9時	・町内のビニールハウスや畑を巡り生産者の話を聴き、収穫体験
		をする。
		健康管理センターで
	11時	・食育の話(管理栄養士が話します)
		・収穫した食材を使って調理(食生活向上員が教えてくれます)
	12時	みんなでお昼ご飯を食べる、片付け、まとめ
	13時	<b>解</b> 散

事……ご飯、汁物、野菜料理、デザート

**必要なもの**…エプロン、三角巾、小学生はシューズを持ってきてください。

**申込期限……**2月16日 (木)

申込方法……電話、ファクス、メール

主 催……三股町農畜産物利用地域活性化推進協議会

※お申し込み・お問い合わせは、産業振興課 商工観光係(3階 ⑫番窓口)

**公**:52-9084、ファクス:52-4944

メール: syouko-k@town.mimata.miyazaki.jp にお願いします。

# ◆ 「町内史跡巡り」の参加者を募集します

町内の史跡をガイドの説明付きで巡るツアーを開催します。今回は特別に 梶山城跡のガイドを梶山小学校の6年生が行ってくれます。町内の歴史に興 味のある人はぜひご参加ください。

日時	寺	3月4日(土) 午前9時~正午
場 所 町中央公民館(午前9時集合)		町中央公民館(午前9時集合)
内 容	147	町内の史跡巡見 ※町バスで移動します (寺柱番所跡→樺山城跡→長田峡→梶山城跡→早馬神社)
募集資格		町内在住であれば誰でも参加できます
募集人員		20人程度(先着順)
参 加 費		無料
申込期限		2月24日(金)まで
申込:	先	教育課生涯学習係まで電話でお申し込みください



教育課 生涯学習係(町中央公民館内)

☎:52-9311(直通)にお願いします。

# ◆ 委託職員・臨時職員(パート職員)登録者を募集します

4月から平成30年3月まで雇用する委託職員などの登録者を 募集します。町役場に勤務する委託職員・パート職員は、事前に登録して いる人の中から選考・採用しています。

登録を希望する人は、市販の履歴書<u>(A4版)</u>に必要事項を記入し、町 総務課に提出してください。新規で登録することになりますので、すでに 履歴書を提出している人も再度提出してください。

なお、提出した履歴書は原則として返却はしません。

- 1. 提出期限 2月28日(火)
- **2. 提出場所** 総務課 職員係(2階 ⑧番窓口)
- 3. 登録者募集内容

### ■一般事務補助

■ //				
募集条件	18歳以上で、パソコン操作(エクセル・ワード)が できる人(ただし、学生は不可)			
① ₹ ₹ ₩ ₽	雇用期間など	1年間雇用契約 (社会保険・雇用保険あり)		
① 委 託 職 員 	勤務時間	月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時		
② 臨 時 職 員	雇用期間など	おおむね6カ月以内 (社会保険なし)		
(パート職員)	勤務時間	月曜日~金曜日 午前10時~午後4時(5時間)		

### ■資格・免許所持者

保育士、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、 介護福祉士、認知症地域支援推進員、介護支援専門員、図書館司書、調理 師、栄養士、土木施工管理技師、土木作業員(大型特殊免許取得者、車両 系建設 機械運転技能講習修了証、フォークリフト運転技能講習修了証 など)、消費生活専門相談員、教員免許取得者など

※お問い合わせは、総務課 職員係(2階 ⑧番窓口)

☎:52-1113 (直通) にお願いします。



# ◆ 誘致企業の正社員を募集します 全国に顧客を持つ会社で楽しく元気よく働いてみませんか?

町では、雇用対策の一環として企業誘致を進めていますが、平成29年4 月に新工場を稼働する予定の「㈱新原産業」が積極的に地元からの正社員採 用を行います。

現在、求職中の人、興味のある人はぜひご相談ください。

会 社 名	「株式会社 新原産業 (にいはらさんぎょう)」		
職種	工場作業員		
仕事内容 			
勤務開始日	採用決定次第 (応相談)		
勤務時間	午前8時 ~ 午後5時		
募集人数	3人(予定)		
月 給	14万5,000円~(年齢、経験を考慮します)		
<b>休 日</b> 日祝、第2・4土曜、他(年間97日)			
待遇	交通費一律5,000円昇給年1回賞与年2回+決算賞与(業績による)		
<ul><li>・慰安旅行、バレーボール大会、忘年会などの行</li><li>・入社後は企業内教育や作業指導を行うため、まち可能。</li><li>・必要資格取得のための支援を行っています。</li></ul>			
応募方法 面接日時を連絡しますので、電話でご応募ください。 ※面接時には履歴書(写真貼付)をお持ちください。			

### ※お問い合わせは、

株式会社 新原産業

〒889-1914 三股町大字蓼池4450番地

☎:52-6500 にお願いします。



### ④ お知らせ

# ◆ テレビ受信障害対策工事を行います

町内の一部地域で、1月から 700MHz利用推進協会がテレビ受信障害対策 工事を実施しています。

この工事は、携帯電話事業者が、新たに 700MHz帯の周波数を用いた携帯電話システムの運用を開始する際、その電波がテレビアンテナで強く受信され、地上デジタルテレビ放送の「映像が乱れる」「映らなくなる」などの影響が発生する恐れがあるために実施するものです。

携帯電話の新しい電波の利用開始に伴い、これらテレビ放送への影響を防止するため、テレビブースターの交換やテレビアンテナへ対策用フィルタの取り付け作業を行っています。

なお、対象となる可能性がある視聴者宅に対して、昨年12月以降にお知らせ用チラシを複数回投函しているほか、担当者が後日、説明に伺っています。

本件の工事に関する費用は 700MHz利用推進協会が負担します。<u>工事作業</u>者が費用を請求することは一切ありません。

訪問する工事作業者は、「テレビ受信障害対策員証」を持っています。不審 に感じた場合は提示を求め、コールセンターへお問い合わせください。

※「700MHz 利用推進協会」とは、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、 沖縄セルラー電話株式会社およびソフトバンク株式会社の携帯電話事業者 4社により、700MHz 帯を利用した移動通信サービスを早期に提供できるよ う、平成24年12月に設立された団体です。

※訪問する工事作業者は「テレビ受信障害対策員証」を持っていますのでご 確認ください。

No.K-12345

テレビ受信障害対策員証

ななひゃくたろう

七百太郎
生年月日 1980年10月10日
上記の者は、一般社団法人700MHz利用推進協会から、「テレビ受信障害対策業務」を委託された対策員であることを証明します。

※お問い合わせは、

700MHz (メガヘルツ) テレビ受信障害対策

コールセンター 2:0120-700-012

※IP電話などで上記電話番号につながらない場合は、

☎:050-3786-0700におかけください。

※コールセンターの受付時間:午前9時~午後10時

(土曜・日曜日、祝日および年末年始を含む)

# ◆ 産業別最低賃金が改正されました

次の産業別最低賃金が改正されましたので、お知らせします。

740円	宮崎県電子部品・デバイス・電 子回路電気機械器具、情報通信 機械器具製造業	平成28年 12月28日~
767円	宮崎県自動車(新車)小売業	平成28年 12月15日~
714円	その他業種	平成28年 10月 1日~

- 1. 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含めた全ての労働者に 適用されます。使用者は、この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払 わなければなりません。
- 2. 最低賃金には次の賃金は含まれません。
  - (1) 賞与などの臨時の賃金
  - (2) 時間外労働などの割増賃金
  - (3) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当



※お問い合わせは、

宮崎労働局 労働基準部 賃金室

☎:0985-38-8836 にお願いします。

# ◆ 労働委員会が労働問題の解決をお手伝いします

宮崎県労働員会では、従業員と経営者との間のトラブル相談を随時受け付けています。

職場の悩み 例えば・・・

### ○従業員の悩み

- ・何回も契約更新したのに、次回は「更新しない」と言われた
- ちょっとしたミスで、突然「クビだ!」と言われた など

### ○経営者の悩み

- ・業績が苦しいのに、従業員が賃下げに応じてくれない
- ・特に理由がないのに、従業員が転勤に応じてくれない など

次の期間は、平日夜間および土曜・日曜日も相談を受け付けています。

■日 時……2月13日(月)~19日(日)

平 日 午前8時30分~午後8時

土・日 午前9時~午後5時

※土曜・日曜日に面談を希望する場合は、事前に電話連絡を お願いします。

■対象者……県内事業所などに勤務する従業員および経営者

■場 所……宮崎県労働委員会事務局

宮崎市橘通東1-9-10(県庁3号館6階)

- ■相談方法…電話、面談、ファクス、電子メール
- ■その他……費用は無料です。秘密厳守で対応いたします。

※お問い合わせは、

宮崎県労働委員会事務局

**T**: 0985-26-7538

ファクス:0985-20-2715

電子メール: rohdohi@pref.miyazaki.lg.jp にお願いします。 詳しくは宮崎県労働委員会事務局の公式サイトをご覧ください。

宮崎県労働委員会



# ◆ ごみ出しのルールを守りましょう

D

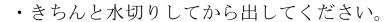
- ①決められた場所に出す
- ②決められた曜日と時間を守る
- ③分別方法を守る
- ④町の指定ごみ袋に入れて出す

### 《ごみステーションに出すときの注意》

- ○ごみカレンダーで確認してごみの種類ごとに分別し、町の指定ごみ袋に入れて出してください。
- ○ルール違反のごみには違反シールを貼り、収集はしませんので、ごみ出し のルールを守って出しましょう。
- ○祝日も収集します (ただし、12月31日~1月3日を除く)。
- ○引越しごみなど一度に大量のごみが出るときは、直接ごみ処理施設へ搬入 してください。
- ■ごみステーションで回収するごみの種類と回収日は次のとおりです。 出されたごみの量などで収集する時間が変わりますので、午前8時までに 出すようにしましょう。

◎燃えるごみ	毎週 月曜日・火曜日・金曜日
◎燃えないごみ	毎月 第4木曜日
◎缶・瓶	毎月 第3木曜日
◎ペットボトル・白色トレイ	毎月 第2木曜日

**〇生ごみ類**(食べ残しや貝殻・骨・野菜くずなど)





**〇木くず類**(切った枝・竹・落ち葉・草花など)

・土、泥は除いてください。

・汚物は取り除いてください。

- ・剪定枝などで袋が破ける場合は紐で縛り、指定 ごみ袋を巻きつけて出してください。
- ・大量の剪定枝は、処理施設に直接持ち込んでください。

**〇衣類**(シーツ・タオル・下着・紙おむつなど)





- **Oプラスチック・ビニール類**(シャンプーやマヨネーズなどの容器・お菓子袋・卵のパック・CD・ビニールホースなど)
- ・シャンプーや洗剤の容器は中身を使いきってから出してください。
- ・ビニールホースは15元未満に切って出してください。



燃えるご











- ○革製品(革靴・財布・バッグ・ベルトなど)
- ・金属部分は取り外してください。





- **〇その他**(雑紙類・中がアルミ箔の紙パック・食用油など)
- ・食用油は紙や布に染み込ませてください。
- ・たばこの吸い殻は水に浸すなど、完全に 火を消してください。





# 燃えないごみ

○少量の陶器類(茶わんや皿・花瓶・植木鉢など)

注)量が多い場合は直接、町一般廃棄物最終処 分場に持ち込んでください。



**○少量のガラス類**(鏡・割れた瓶・グラス・電球・ 割れた蛍光灯など)



・割れたガラスなどは新聞紙などに包んで 赤マジックで「危険」と明記してください。



○金属類 (金属製の鍋・包丁・電気コード・傘など) ▲



・鋭利なものは新聞紙などに包んで赤マジック で「危険」と明記してください。



鉄アレイやダンベルなどの重いものは粗大ごみ となります。

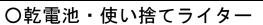


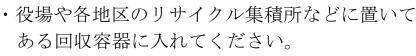
○小型電化製品類 (ドライヤー・トースター・ ポットなどの軽量なもの)



**〇その他**(アルミホイルなど)









- ライターは必ずガス抜きをしてください
- ・充電式乾電池・ボタン電池は販売店などの回収 ボックスに入れてください。



# 〇カセットボンベやスプレー缶

・使いきった後、穴を開けてリサイクル集積所の 回収ボックスに入れてください。



### 〇蛍光灯

町一般廃棄物最終処分場または 都城市リサイクルプラザに搬入してください。



○缶類(飲み物・缶詰の空き缶・ お菓子が入っていた缶など)





○瓶類(一升瓶・ビール瓶・栄養ドリンク の瓶など)





〇ペットボトル



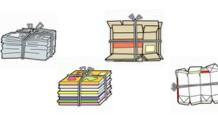




〇白色トレイ(色付きトレイや発泡スチロールは燃えるごみです。)



- ・資源ごみはそれぞれの品目に分別して出してください。
- 缶・瓶・ペットボトルのふたは外してください。 (プラスチック製のふたは燃えるごみに、金属製のふたは燃えな いごみに出してください。)
- ・水ですすいで、中に異物を入れないでください。
- ◎各公民館の資源ごみ集積所では、上記の品目の他、紙類のリサイ クルにも取り組んでいます。自治公民館活動に御協力をお願いし ます。
- ○紙類 (新聞紙チラシ・雑誌類 ダンボール・紙パック)



紙類はそれぞれの品目ごとに紐で縛るなどしてバラバラにならな いようにしてください。

※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係(2階 ⑩番窓口)

☎:52-9082 (直通) にお願いします。

危

険ご

# ◆ 交通災害共済の加入申し込みを受け付けます

交通災害共済は、交通事故で死亡・障害・けがをした場合に、見舞金を支払う制度です。次のとおり加入申し込みを受け付けます。

申込期間	2月1日 (水) ~3月31日 (金)         (個人加入の人は、4月1日以降も随時受け付けます)
共済期間	4月1日~平成30年3月31日まで(1年間) ※4月1日以降に加入した人は受付日の翌日からになります。
加入資格	町内在住で住民票のある人(外国人住民の人も含みます)。※修学などのため一時的に町外に転出している人も加入できます。
申し込み方法	加入希望者は、申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて <u>支部長、役場(案内窓口)</u> または <u>郵便局(ゆうちょ銀行)</u> で申し込みください。  ☆申し込み用紙は、本号回覧と一緒に支部長に 配付します。また役場(案内窓口)にもあります。
共済掛金	1人につき500円



※お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ⑧番窓口)

☎:52-1112 (直通) にお願いします。

# ⑤ 保健と福祉(子ども)

# ◆ 児童厚生員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。

仕事内容は、昼間仕事などで保護者が家にいない小学校の児童に、放課後や土曜日、春・夏・冬休みなどの長期休業日に適切な遊びや交流の場を提供することです。希望する人は3月10日(金)までに履歴書を福祉課児童福祉係までご提出ください。

勤務時間	月曜日~金曜日	午後2時~6時 (小学校行事などで早出勤務あり)	
主儿 作   中] 	土曜日・春休み・	午前8時~午後6時	
	夏休み・冬休み	(早出・遅出あり、休憩1時間)	
   休 日	週休2日(日曜日および交代で1日)		
M H	祝日・盆(8月13	3~15日)・12月29日~1月3日	
給与	年間100万円程度	度(社会保険なし)	
募集人員	数人		

### ■勤務地

町内の児童館・児童クラブ

※児童館・児童クラブ内での異動があります。

### ■応募条件

- ①子どもの指導ができる人。
- ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。
- ※資格の有無は問いませんが、保育士または教諭の資格がある人、経験者 を優先します。

### ■勤務開始

4月1日から

※お申し込み・お問い合わせは、 福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

**2**:52-9060 (直通) にお願いします。



# ◆ 放課後児童クラブを利用するときは申請が必要です

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に町内 の児童館などを利用して適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成を図るこ とを目的としています。

利用するには、児童クラブへの「<mark>登録</mark>」が必要です。登録を希望する家庭は、新規・継続を問わず、必ず申請してください。

### ■開所日時・利用料金

-			
	開設日	利用時間	利用料金
	月曜日 ~ 金曜日	午後2時~6時	無料
	上間口 ・表・百・女仕つ	午前9時~午後6時	無件
	土曜日、春・夏・冬休み	午前8時~午後6時	有料(2,000円/月)

### ■休館日

日曜日、祝日、お盆(8月13日~15日)、年末年始(12月29日~翌年1月3日)その他(台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合など)。

### ■対象児童

- ①放課後に就労などで保護者が不在となる児童 ※原則として低学年の児童が優先となります。
- ②保護者に健康上の理由がある場合や健全育成上指導を要する児童 ※①、②のいずれかに該当し、加えて次の約束が必要です。
  - ○開所日数の「2分の1」以上利用すること。
  - ○保護者の責任で送迎を行うこと。

### ■登録期間

4月1日(土)~平成30年3月30日(土)

### ■登録できる児童クラブ

原則、自宅に近い児童クラブへの登録になります。

※登録先の決定に関しては、先着順ではありません。新一年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労等状況(就労時間・就労等日数など)を考慮したうえで決定します。必ずしも希望の児童クラブへ登録できるとは限りません。また、定員を超える場合は他のクラブへの登録もしくは入所待機となりますのでご了承ください。



### ■登録方法

放課後児童クラブ(無料)に登録を希望する児童の保護者は、①**放課後 児童クラブ登録申請書一式**と②**就労・内職証明書**を揃えてご提出ください。

申	請	書	類	2月1日(水)から各児童クラブで配布します。
申	請	期	間	2月13日(月)~2月28日(火)
申請書類提出先		出先	登録希望の児童クラブに提出してださい。	

### ■登録許可

申請期間内の申請者には3月中旬以降に、各児童クラブから「三股町放課後児童クラブ登録許可書」を渡します。

### ■有料児童クラブも利用できます

※「児童クラブ登録者」で希望者のみが対象です。

	利用月の前月までに申請書を登録児童クラブに提出してくだ
申請方法	さい。
	月ごとの申請が必要です。
利用料金	月額1人2,000円(割り引き・払い戻しはありません)
支払方法	納付書でお支払いください。

### ■利用できる児童クラブ

名 称	開設場所	電話番号
三股小児童クラブ	三股小児童クラブ室	51 - 0606
プラザ児童クラブ	第2地区交流プラザ	52-1099
新馬場児童クラブ	新馬場児童館	52 - 3948
東原児童クラブ	東原児童館	52-0336
今市児童クラブ	今市児童館	52 - 1814
三股西小第一児童クラブ	中原団地広場内放課後	
※平成29年4月1日開所	児童クラブ専用施設	_
植木児童クラブ	植木児童館	52 - 1092
蓼池児童クラブ	蓼池児童館	52 - 3947
前目児童クラブ	前目児童館	52 - 4844
梶山児童クラブ	梶山児童館	52 - 1251
長田児童クラブ	長田小学校内	54-1213
宮村児童クラブ	宮村児童館	52-5533

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通)または、各児童クラブにお願いします。

### ⑥ 保健と福祉(一般)

# ◆ 2月23日(木)は 「三股町総ぐるみ献血参加運動」の日です



### 【総ぐるみ献血参加運動とは】

町内の全ての皆さんに献血の協力を呼び掛ける運動で、県、各市町村、 推進団体、血液センターが連携し、県内で展開中です。輸血用の血液は事 故や手術だけでなく、その多くは病気治療の患者に使われています。また、 長期にわたって保存ができないため、常に皆さんの協力を必要としていま す。献血は、命を救う大きなボランティアです。献血を取り巻く環境は厳 しく、安定的な血液確保のために、今こそ、皆さんの協力が必要です。

期	日	2月23日 (木)
時	間	午前9時30分~午後4時 (休憩 正午~午後1時30分)
場	所	町役場(1階ロビーで受け付け後、献血車内で行います)

- ※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。
- ※検査後、血液型(Rh±を含む)や健康管理の目安となる検査数値を希望する人に通知しています。健康管理にお役立てください。

《400~リリン献血にご協力ください》

- ·男性17~69歳、女性18~69歳
- ・体重50\*ログラ以上の体調の良い人など
- ・ただし、65歳以上の人は「 $60\sim64$ 歳までに献血経験がある人」に限られます。
- ・その他、当日の問診で献血できない場合があります。

### 〈お礼〉

11月13日(日)「三股町ふるさとまつり会場」で献血にご協力いただいた人数は次のとおりです。ありがとうございました。

献血の申し込みをした人	72人
400ミッパン献血した人	59人
200 * リリス献血した人(高校生)	1人
献血ができなかった人(比重不足など)	1 2 人

※お問い合わせは、健康管理センター

☎:52-8481 にお願いします。



### ⑦ 保健と福祉(高齢者)

# ◆ 認知症講演会を開催します

現在、65歳以上の4人に1人が認知症またはその予備軍といわれており、今後その数はますます増えていきます。

しかし、認知症に対する正しい理解はまだまだ充分とは言えず、症状や人間関係を悪くする原因にもつながります。認知症の人はもちろん、周りの人が正しく理解することで、不安や負担、虐待などの問題を減らすことができます。

認知症の人やその介護者を周りで支え、安心して暮らせるように「認知症」 について一緒に学んでみませんか?

ご近所お誘い合わせのうえご参加ください。

日 時	2月28日(火) 午後2時開始
場所	元気の杜 大会議室
参加料	無料
講師	大悟病院 心理士・栄養士



※お申し込み・お問い合わせは、

町地域包括支援センター(1階 ⑥番窓口)

☎:52-8634(直通)にお願いします。

# 8 農林畜産業関連

# ◆ 農業委員会制度が改正されました

### 農業委員会とは

農業者の代表である農業委員で構成された行政委員会で、農地の権利移動や転用などについて、農地法などに基づき審査を行う決定機関です。

改正された「農業委員会に関する法律」が昨年4月1日に施行されました。

主な改正内容は次のとおりです。

# ○農業委員会の役割として「農地等の利用の最適化の推進」が重点業務と なります

最適化とは、担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進をいいます。

### ○農業委員の選出方法が変わります

今までの選挙制度が廃止され、推薦や公募で町長が議会の同意を得て 【任命します。

選挙制度が廃止されたことで、毎年農家が行っていた「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」の提出がなくなりました。

### ○農地利用最適化推進委員が新設されます

農地利用最適化推進委員は、農地利用の適正化のために、担当地域に おける現場活動(現地調査や農地所有者への働きかけなど)を主に行い、 農業委員と密接に連携して活動するもので、今年7月に任命される農業 委員で構成する新しい農業委員会が、推薦や公募によって委嘱します。



※お問い合わせは、

農業委員会 事務局

☎:52-9087(直通)にお願いします。

# ◆ なくそう農地の違反転用!

~農地の無断転用は法律に違反します~

# ストップ!違反転用

### ■農地転用とは?

農地を住宅・工場用地や店舗敷地、駐車場、資材置場、植林(山林)など、農地以外のものにすることを転用といいます。

農地法では、優良農地を守るために、農地の転用について許可を受けることが義務付けられています。転用するときは、農業委員会に許可申請書を提出して許可を受けてから工事に着手してください。

### ■許可を受けないで転用するとどうなりますか?

許可を受けずに行った場合は、農地法違反となり罰則等処分の対象となります。

農地を無断で転用した場合、または転用許可を受けた事業計画どおりに 転用を行っていない場合は、知事から工事中止や原状回復などの命令が出 される場合があります。また、3年以下の懲役または300万円以下の罰 金、法人にあっては1億円以下の罰金という罰則が適用されることもあり ます。

### ■対象となる農地は?

全ての農地(田・畑・採草放牧地)が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作が行われていなくても農地として活用できる状態である限り、農地として扱われます。

### ■農地の転用手続きはどうすればいいですか?

転用申請には農地法第4条申請、農地法第5条申請とあります。<u>その農地の所在地を管轄する農業委員会に申請書を提出し(※)</u>、農地法第4条、農地法第5条の規定に基づく知事の許可を受ける必要があります

農地法第4条・・・自分の農地を農地以外に転用する場合

農地法第5条・・・事業者がその農地の売買や賃貸など権利の設定や移 転を同時に行って転用する場合

※転用手続きには農地法第4条、第5条申請書以外にも必要書類があります ので、詳しくはお問い合わせください。

# ※お問い合わせは、農業委員会 事務局

☎:52-9087 (直通) にお願いします。

# 9 相 談

# ◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係(夫婦・親子・離婚・ 扶養・相続)、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」に も応じています。気軽にご相談ください。

※予約は不要です。なお相談は無料です。

### ■特設人権相談

期	日	3月1日(水)
時	間	午前10時~午後3時
場	所	JR三股駅多目的ホール「M★うぃんぐ」
±n =v □		上西理惠、桒畑実余子
相影	人員	※相談員は、変更になる場合があります

### ■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分~午後5時15分
18 5C	宮崎地方法務局都城支局
場所	(都城合同庁舎5階相談室)
相談員	人権擁護委員・法務局職員

### ※お問い合わせは、

•特設人権相談: 総務課 行政係(2階 ⑧番窓口)

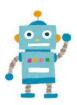
23:52-1112(直通)

• 常設人権相談: 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 にお願いします。



# ◆「おもちゃ病院三股」を開設します



期	日	2月18日(土)毎月第3土曜日
時	間	<ul><li>・開 院 午後1時~5時ごろ</li></ul>
場		※受け付けは午後3時までにお願いします。 町総合福祉センター「元気の杜」
场	ולת	
		<ul><li>おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します (一部、材料費などが掛かることがあります)。ただ</li></ul>
		し、破損がひどい物、欠品がある物については、修理
注意	重佰	できない場合があります。現物を見て判断しますの
一	子久	で、ご了承ください。
		・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、
		人を傷つける恐れがある物、水に浮く物(浮輪・ボー
		トなど)は修理対象外です。

※お問い合わせは、



代表:横山健一 25:51-0241 または、

増田親忠 携帯090-1926-8783 にお願いします。

# ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や 介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また電話での相談も行います。

〇相談日: 每週月曜日·水曜日·金曜日

〇時 間: 午前9時~午後5時

○場 所: 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、社会福祉協議会

☎:52-1246 にお願いします。

